

# 日本心血管インターベンション治療学会 東北支部 メディカルスタッフ部会幹事会開催についての内規

(幹事会の開催)

第1条 メディカルスタッフ部会幹事会は原則学術集会の際に開催し、議長は部会長とする。部会長は、必要があるときには、臨時幹事会を招集することができる。

- 1) 学術集会開催時においては、メディカルスタッフ部会幹事全員対象とする案内を送付する。
- 2) 学術集会開催以外（臨時招集時など）は原則各県の代表者のみに案内を送付する。但し、部会長の意向により招集される者はこの限りではない。
- 3) 代表幹事会の参加について、次期地方会開催県幹事は希望により代表幹事の他、大会開催施設の幹事を支部長及び部会長の合意なしに参加させることが出来る。

(旅費の支給に関する規定)

第2条 旅費、宿泊については、学術集会時の開催の場合は原則支給しない。臨時幹事会の開催に当たっては、支部長の確認のもと支部会計から交通費、宿泊費を支給するが、開催地の県に所属するメディカルスタッフ部会幹事の宿泊費は原則支給対象外とし県内遠方の場合のみ支給する。臨時幹事会は次回の学術集会の前に開催するものであり、原則1回だけの開催とする。

- 1) 交通費は原則実費支給とし、新幹線の料金を上限とする。

2) 次回学術集会開催該当の県のメディカルスタッフ部会幹事および会員が準備会を開催する場合には、2回までは交通費を支給する。宿泊費は支給しない。

3) 幹事会開催後の翌月末までに指定書式に領収書を添えて事務局まで申請する。

(宿泊に関する規定)

第3条 宿泊費は上限8,000円とする。ただし、特別な事情などがある場合にはこの限りではない。基本的に宿泊にならないよう会議の時間を設定する。

(会議費に関する規定)

第4条 会議費については、学術集会時の開催の場合は原則本部より支給する。臨時幹事会の開催にあたっては、支部長の許可のもと支部会計から会議費を支給する。

(その他)

第5条 上記以外にメディカルスタッフ部会が会議を開催する場合の諸経費については、部会長と支部長の合意に基づき支払われるものとする。

(内規の改廃について)

内規の改廃は支部長ならびに部会長の同意によって提案され、両者の承認のもとに行うことができる。